

社会保障審議会 介護保険部会（第50回）	井上委員 提出資料
平成25年10月2日	

平成25年10月2日

社会保障審議会介護保険部会

高齢社会をよくする女性の会（城西国際大学教授）

井上由美子

下記、今回の審議にあたっての私見です。

1. 都市部の高齢化対策に関する検討報告書について

都市部の高齢者や高齢者を取り巻く状況や予測についての的確に述べられており、今後の方策に示唆を与えていることを評価いたします。とりわけ、21頁「地方の市町村が不特定多数の都市部からの入所を期待して特別養護老人ホームを整備しようとすることについては、都市部の高齢者本人の意思に反して地方の施設入所を強いる恐れがあることに加えて、～中略～慎重に検討すべきである」という一文については、同ページ（3）地方への早期からの住み替えの内容と関連することでもあり評価します。また、同項で「様々な世代が同居する地域づくりは一考に値する」とありますが、むしろ今後の地域包括ケアシステムを充実させるための重要なファクターだと考えます。したがって、「地域包括ケアシステムの構築」にあたっては介護保険事業計画だけで推進するのではなく、厚労省がイニシアティブをとって自治体のさまざまな分野が垣根を取り払い、一体となって「まちづくり」に取り組む必要があると思います。

2. その他の事項について

- ① 住所地特例について…サービス付き高齢者向け住宅の住所地特例は、サ高住を増やすためにも推進していただきたい。ただし、利用についてはあくまでも本人の意思の確認が前提です。また、直接的な課題ではありませんが、医療費はどうするのかといった調整も必要となるでしょう。さらに、終の住処とできるのか否か、サービスの質は担保されているのか（9頁に「個別の住宅によって機能が多様化している」との指摘あり）といった、明確な種類や棲み分けが必要と思われます。そのためにも利用者が判断できるわかりやすい情報公表（サ高住も情報公表に位置づけることが必要）が求められます。
- ② 有料老人ホームについての質問：11頁の有料老人ホームの入居者の要介護度について、「『自立』から『要介護5』まで、いずれの階層もほぼ同じ割合」とありますが、これは介護型有料老人ホームだけなのか、住居型を含んだ割合なのでしょう。
- ③ 介護サービス情報の公表制度について…アクセス数を高めるための努力が必要と思われます。そのためには、サービスの質の判断ができるような内容が必須ですが、介護従事者の定着度（勤続年数など）や、事業責任者や管理者の資格も明記すべきでは。また、それぞれの都道府県の自主性に応じた内容であってもいいのではないかと考えます。